

○後志広域連合個人情報保護条例

平成19年5月31日

条例第13号

改正 平成21年12月9日条例第9号

改正 平成27年11月24日条例第8号

改正 平成28年3月3日条例第2号

改正 平成29年9月1日条例第3号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、後志広域連合（以下「広域連合」という。）の機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護と適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の基本的人権を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 広域連合長、議会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。
- (3) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に配布又は販売することを目的として発行されるものを除く。
- (4) 保有個人情報 公文書に記録されている個人情報をいう。
- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

- (8) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (9) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるとともに、広域連合を組織する関係町村の住民（以下「関係町村の住民」という。）及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

（関係町村の住民の責務）

第4条 関係町村の住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに関し、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

（個人情報取扱事務の届出等）

第5条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (4) 個人情報取扱事務を開始する年月日
 - (5) 個人情報の対象者の範囲
 - (6) 個人情報の記録項目
 - (7) 個人情報の収集方法
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 広域連合長は、前項の規定による届出を受理したときは、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 第1項の規定は、実施機関の職員又職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務については、適用しない。

（収集の制限）

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ収集の目的を明確にし、当該収集の目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。

- (2) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明であること、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠くこと等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、後志広域連合情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、収集の目的を達成するために、本人以外の者から収集する必要があると実施機関が認めるとき。
- 3 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を本人以外の者から収集したときは、広域連合長に届け出るとともに、次に掲げる事項を一般の閲覧に供しなければならない。
- (1) 収集の目的
 - (2) 本人以外の者から収集した理由
 - (3) 収集した個人情報の項目
- 4 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報については、収集してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき又は審査会の意見を聴いた上で、収集の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。
- （利用及び提供の制限）

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 実施機関又は当該実施機関以外のものの所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであって、利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項第4号の規定により保有個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、広域連合長に届け出るとともに、次に掲げる事項を一般の閲覧に供しなければならない。
- (1) 利用又は提供の目的
 - (2) 利用又は提供に際し、前項第4号の規定を適用した理由
 - (3) 利用又は提供した個人情報の項目
 - (4) 提供の相手先

(保有特定個人情報の利用の制限)

第7条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第8条 実施機関は、当該実施機関以外のものに対して保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算組織を結合する方法による提供の制限)

第9条 実施機関は、通信回線により電子計算組織を結合する方法により、保有個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるとき。

(適正管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料とするために保存するものについては、この限りでない。

(委託等に伴う措置)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の全部又は一部を委託するときは、当該委託の契約において、個人情報の保護に関して受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う公の施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者（以下この項において「指定管理者」という。）に行わせるときは、当該指定管理者と締結する協定において、個人情報の適切な取扱いについて指定管理者が講ずべき措置を明らかにしなければ

ならない。

(従事者の義務)

第12条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条の受託等の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 保有個人情報の開示の請求

(自己に関する保有個人情報の開示の請求)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報(第5条第3項に規定する事務に係るものを除く。以下同じ。)の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人をいう。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(開示をしてはならない保有個人情報)

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報について、法令等の規定により明らかに開示することができないとされているときは、当該保有個人情報の開示をしてはならない。

(開示をしないことができる保有個人情報)

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報について、次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれているときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。

- (1) 開示請求者(第13条第2項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第20条第1項において同じ。)の生命、身体又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 開示することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 広域連合の機関内部若しくは機関相互又は広域連合の機関と国、独立行政法人等、

他の地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 広域連合の機関、国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、広域連合及び国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 指導、相談、選考その他個人に対する評価又は判断に係る事務に関し、公正かつ適正な評価又は判断に支障が生ずるおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれ

(7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上開示しないことが適当であると認められるとき。

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に前2条に規定する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手續)

第17条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した開示請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること（第13条の規定による開示請求にあつては、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）であること）を証明するために必要な書類

を提示し、又は提出しなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、前条第1項の開示請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、開示請求に係る保有個人情報につき第14条から第16条までに定めるところにより審査して、保有個人情報の開示をするかどうかの決定（以下「開示等の決定」という。）をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示等の決定をすることができないときは、その期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、期間を延長する理由及び開示等の決定をすることができる時期を前条第1項の開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）に書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）内に実施機関が開示等の決定をしないときは、開示請求者は、開示しないこととする決定があったものとみなすことができる。

(開示請求に対する措置)

第19条 実施機関は、開示等の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を保有していないときはその旨を、開示請求に係る保有個人情報の開示をしないことと決定したとき又は不開示情報を除いて開示請求に係る保有個人情報の開示をすることと決定したときはその旨及び理由を併せて開示請求者に通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の開示をしないことと決定した場合において、当該保有個人情報を開示することができる期日が明らかであるときは、その期日を前項の書面に付記するものとする。

(第三者の意見聴取等)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれているときは、開示等の決定をするに当たって必要があると認めるときは、当該開示請求者以外の者の意見を聴くものとする。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求者以外の者の意見を聴いた場合において、保有個人情報の開示をすることと決定したときは、速やかに、その旨を当該開示請求者以外の者に通知するものとする。

(開示の実施)

第21条 保有個人情報の開示は、文書、図面及び写真に記録されている保有個人情報にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されている保有個人情報にあっては視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書、図面及び写真の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 保有個人情報の開示は、第19条第1項の規定による通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。
- 3 実施機関は、開示請求者の住所が遠隔の地にあること等により開示請求者が開示する保有個人情報を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められるときは、開示する保有個人情報の写し（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）を送付することにより保有個人情報の開示をすることができる。
- 4 第17条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。
（手数料等）

第22条 保有個人情報の開示に係る手数料は、無料とする。

- 2 開示請求者が開示に係る保有個人情報の写しの交付又は送付を求めたときにおけるこれらの費用は、当該開示請求者が負担しなければならない。

第3節 保有個人情報の訂正の請求

（自己に関する保有個人情報の訂正の請求）

第23条 何人も、第21条第1項の規定により開示を受けた自己に関する保有個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に限る。第27条第1項において同じ。）に係る事実と誤りがあると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 第13条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。
（訂正請求の手続）

第24条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 訂正を求める箇所
 - (3) 訂正を求める内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 第17条第2項の規定は、訂正請求について準用する。
（訂正請求に対する決定等）

第25条 実施機関は、前条第1項の訂正請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に、訂正請求に係る保有個人情報に関する必要な調査を行い、保有個人情報の訂正をするかどうかの決定をしなければならない。

- 2 第18条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。
（訂正請求に対する措置）

第26条 実施機関は、前条第1項の規定による決定をしたときは、速やかに、第24条第1項の訂正請求書を提出した者（以下「訂正請求者」という。）に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正

をしないことと決定したときは、その旨及び理由を併せて訂正請求者に通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をすることと決定したときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をした上、前項の規定による通知をしなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第4節 保有個人情報の利用停止の請求

（自己に関する保有個人情報の利用停止の請求）

第27条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例若しくはこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により第6条第1項の規定に違反して収集されているとき又は第7条若しくは第7条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第7条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第13条第2項の規定は、前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

（利用停止請求の手續）

第28条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用停止請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 利用停止請求の趣旨及び理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第17条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

（利用停止請求に対する決定等）

第29条 実施機関は、前条第1項の利用停止請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日以内に、利用停止請求に係る保有個人情報に関する必要な調査を行い、保有個人情報の利用停止をするかどうかの決定をしなければならない。

2 第18条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求に対する措置)

第30条 実施機関は、前条第1項の規定による決定をしたときは、速やかに第28条第1項の利用停止請求書を提出した者（以下「利用停止請求者」という。）に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないことと決定したときは、その旨及び理由を併せて利用停止請求者に通知しなければならない。

第5節 保有個人情報の取扱いの是正の申出等

(自己に関する保有個人情報の取扱いの是正の申出)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報を除く。以下この項において同じ。）の取扱いが第27条第1項各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、同項各号に定める措置を執るよう申し出ることができる。ただし、当該保有個人情報の取扱いに係る申出（以下「是正の申出」という。）に関して法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例若しくはこれに基づく規則の規定により特別の手続きが定められているとき又は第42条第1項の規定による苦情の申出があったときは、この限りでない。

2 第13条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

(是正の申出の手続)

第32条 是正の申出をしようとする者は、次の事項を記載した是正申出書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 是正の申出に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 是正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第17条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

(是正の申出に対する措置)

第33条 実施機関は、前条第1項の是正申出書を受理したときは、遅滞なく、是正の申出に係る保有個人情報の取扱いに関する必要な調査を行った上で当該是正の申出に対する処理を行い、その処理の内容を同項の是正申出書を提出した者に書面により通知しなければならない。

(是正の再申出)

第34条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る処理の内容に不服があるときは、実施機関に対し、是正の再申出（以下「再申出」という。）をすることができる。

2 第13条第2項、第17条第2項、第32条第1項及び前条の規定は、再申出について準用する。

3 実施機関は、前項の規定により準用される前条の規定により再申出に対する処理を行うときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

第6節 審査請求に関する手続

(審査請求があった場合の手続)

第35条 第18条第1項、第25条第1項及び第26条第1項の規定による決定について審査請求(行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。))に基づく審査請求をいう。以下同じ。)による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、審査会に諮問しなければならない。

2 審査会は、前項に規定する諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならない。

3 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決をしなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第35条の2 第18条第1項、第25条第1項及び第26条第1項の規定による決定に係る審査請求については、法第9条第1項の規定は適用しない。

第3章 事業者が保有する個人情報の保護

(事業者の責務)

第36条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。

(指導及び助言)

第37条 広域連合長は、事業者が個人情報の保護のために適切な措置を講ずることができるよう、事業者に対し指導及び助言を行うものとする。

(説明又は資料提出の要請)

第38条 広域連合長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあるとき認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(是正の勧告)

第39条 広域連合長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っていると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

(事実の公表)

第40条 広域連合長は、事業者が正当な理由なく第38条の規定による説明若しくは資料の提出の求めに応じなかったとき又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、審査会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。この場合において、広域連合長は、あらかじめ当該事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

第4章 雑則

(適用除外等)

第41条 この条例の規定は、次に掲げる保有個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
 - (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- 2 法令等（後志広域連合情報公開条例（平成19年後志広域連合条例第12号）を除く。）の規定により自己に関する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止を求めることができる場合には、その定めるところによる。

(苦情の申出の処理)

第42条 実施機関は、保有個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理するように努めなければならない。

(広域連合長の調整)

第43条 広域連合長は、他の実施機関に対し、保有個人情報の取扱いに関して報告を求め、又は助言することができる。

(運用状況の公表)

第44条 広域連合長は、毎年度終了後3箇月以内に、各実施機関のこの条例の運用の状況を取りまとめ、議会に報告するとともに、これを公表するものとする。

(委任)

第45条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第5章 罰則

第46条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条の受託等の業務に従事している者若しくは従事していた者がその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、50万円以下の罰金に処する。

- 2 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面及び写真又は電磁的記録を収集したときは、50万円以下の罰金に処する。
- 3 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第9号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正前の後志広域連合個人情報保護条例第41条第1項各号に掲げる個人情報は、この条例による改正後の後志広域連合個人情報保護条例第41条第1項に規定する個人情報とみなす。

附 則（平成27年条例第8号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第7条の次に1条を加える規定、第26条第2項の次に1項を加える規定並びに第27条第1項の改正規定（情報提供等記録に関する部分に限る。）は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。